

第54期 第1回

開催年月日 令和6年9月10日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	座長の選出について
公益代表 3名		2	高知県電子部品・デバイス・電子回路、 電子応用装置、映像・音響機械器具製造業 最低賃金の改正決定の審議に関する意見聴取
労働者代表 3名		3	改正決定の必要性について
使用者代表 3名		4	その他

次回本審開催予定日 令和6年10月1日

[開会] 午前10時00分

賃金室長 本日は、まだまだ残暑厳しい中、皆様にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先にご連絡いたします。お手元の資料と一緒にお配りしておりますが、昨日9月9日の官報におきまして、高知県最低賃金の改正について公示されましたので、昨日から、広報を行っております。リーフレット等もございますので、後ほどご覧ください。

それではただ今から、「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の特別小委員会を開催いたします。

第1回目になりますので、座長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名の委員に出席していただき、定足数を満たしておりますので、本委員会が有効に成立していることをご報告します。

次に、座長の選出に移らせていただきます。

慣例によりまして、公益委員からご推薦いただきたいと思いますけれども、どなたか推薦をお願いいたします。

浜田委員 座長に中橋委員を、座長代理に上村(うえむら)委員を推薦します。

賃金室長           ただ今浜田委員から推薦がございましたが、いかがでしょうか。

異議なし

賃金室長           異議なしということでご賛同をいただきましたので、座長を中橋委員に、座長代理を上村委員にお願いいたします。

座長の札交換

賃金室長           それでは、中橋座長と上村座長代理にご挨拶をいただくとともに、以後の進行を中橋座長にお願いいたします。

座 長（中橋委員）

ご指名いただきましたので、座長を務めさせていただきます。

まだまだ暑い中、皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
た。

今回は全会一致でないと改正審議に入らないという制約のある会ではありますがけれども、何とか全会一致を目指しまして、審議の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

座長代理（上村委員）

上村でございます。

今、座長からお話があったとおりでございます。よろしくお願いいたします。  
す。

座 長

それでは、議事を進めていきたいと思っております。

この特別小委員会の目的は、電子の特定最低賃金の改正決定の必要性について、審議いただくということになります。

改正決定の必要性があるとの結論につきましては、この特別小委員会での審議で、全会一致となることが前提となっております。

労使それぞれの立場はございますですが、このことを踏まえまして、円滑かつ、十分な審議をいただくよう、ご協力をお願いいたします。

まず、本委員会の議事録を確認していただく委員につきましては、公益は、私が担当することとしますが、労側はどうでしょうか。

市川委員           私、市川が確認します。

座 長 使用者側はどうでしょうか。

沖田委員 私が確認します。

座 長 それでは、労働側は市川委員、使用者側は沖田委員にお願いします。  
では、審議の進め方について、お諮りいたします。  
本日は、事務局から資料説明を受けた後、関係使用者からの意見聴取を行い、その後、金額改定の必要性について、労使双方から基本的主張をいただいた上で、具体的な審議に入り、可能な限り、本日中に、結論をまとめたいと考えておりますけれども、そのような進行でよろしいでしょうか。

異議なし

座 長 それでは、事務局から資料について説明をお願いします。

賃金室長 まず、資料2ページをご覧ください。  
電子の最低賃金は令和元年度から改正されず、現在の高知県最低賃金の897円、今年の改定で952円になりましたけれども、それより低い金額になっておりますので、現在は897円が適用になっております。  
3ページは改正の申出書で、昨年度の第7回審議会において事務局から説明をさせていただいておりますが、電子に係る労働者数は439名となっております。  
6ページは、令和6年8月1日の第9回審議会で諮問をさせていただきました、諮問文の写しとなります。  
7ページは昨年の審議経過で、昨年は10月2日に特別小委員会が開催されましたが、全会一致とはなりませんでした。  
8ページから21ページが、本年度の基礎調査の結果となります。  
8ページは調査概要ですが、項目3のほうに、基礎調査は100人未満の事業所が対象で、項目4のほうに、30人未満の事業所は全労働者の調査、30人から99人は半数の調査となることを記載しております。  
項目6では、調査対象である6事業場すべての調査を行い、復元した労働者数は326名となります。  
9ページをご覧ください。電子部品等製造業に係る全労働者の集計結果です。  
この中には、パート労働者も含まれております。  
令和5年度に高知県最低賃金が897円となっておりますが、本年度は、この897円の欄にあります6人から、11ページの951円の欄にありま

す129人が、本年度の高知県最低賃金の952円の影響を受けて引き上げられる人数となります。これは、昨年の20人と比較すると大幅に増えている状況です。

11ページで、多数の労働者がいるのは932円の欄で32人、940円の欄で46人、950円の欄で21人となっております。

14ページから18ページは、パート労働者の集計になります。

16ページに952円の欄がありますが、951円の欄にあります66人が本年度引き上げられる人数となります。

19ページに未満率と影響率の推移、20ページに引き上げ率・影響率の早見表をつけております。

22ページから28ページが、令和5年度の調査結果となります。

座長 　　ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

意見なし

座長 　　それでは、事務局から参考人について説明をお願いします。

賃金室長 　　本日の特別小委員会の参考人といたしまして、株式会社 土佐電子代表取締役社長 辻韶得（つじ あきのり）氏をお呼びしております。

辻社長におかれましては、土佐市に本社をおき、電子デバイス関係の事業を営んでおられる、地元企業の社長でございます。

座長 　　ただ今の事務局の説明のとおり、使用者側委員からご推薦をいただいております株式会社 土佐電子代表取締役 辻韶得様を参考人として、この後、ご出席いただくということで、ご了解いただけますでしょうか。

異議なし

座長 　　それでは、参考人をご案内ください。

事務局 参考人案内

座長 　　参考人の辻社長には大変お忙しい中、ご出席いただいております。それでは、意見陳述をお願いします。

辻参考人

現状について申し述べます。

この数年来悪くもなく順調に伸ばしてきたつもりですが、皆さんご存知のように、昨年とおととしは車の半導体不足がおきまして、部品不足がありました。

注分量はメーカーさんからすると、注文が10個なら12～13個と、1～2割多く台数を抱えていないと、必要数が確保できないということで、この2～3年は注文が多かったです。ただ、実際に作らせてもらったのは、100%いったものもありますけれども、8～9割ほどです。

また、部品不足による段取り替えに従業員は非常に苦勞したと思います。

おかげで売上はそこそこよかったんですけども、私からみたら、本当は売れていないのに、これほど注文して、残業して、抱えてやっていいだろうかという懸念はありました。

そのような状況で去年までできたんですが、思っていたとおり、去年の年末から部品は入ったのに注文がないという兆しが見え始めまして、今年4月ぐらいから従業員には週に1度ないし月に2～3度、全員ではないんですが、休業補償を出して休んでもらっている状態が続いています。

秋からはもう少しマシにならないだろうかと、メーカーさんもおっしゃっていましたが、回復の兆しは一部だけにとどまっており、おそらく今月と来月も20日のうち2日ぐらいは休業をしないといけない状態が続いている。

リーマンほどの落ち込みはないんですが、産業用、家庭用を含め、1～2割程度落ちていて、私にとっては景気は10年来悪いです。

組み立て産業はそういった事情が続いているという現状を認識していただけたらと思います。

座長

ありがとうございました。

今の辻社長さんのお話を受けて、ご質問やご意見がありましたら、皆さんお願いします。

沖田委員

今、辻社長のところでパート従業員が何人かということと、外国人の実習生を何人雇用されているかの2点を教えてください。

辻参考人

従業員数320～330名のうち、短時間のパートさんは20数名です。

外国人の労働者で、最低賃金でやっていただいている方は、ベトナムの方がほとんどですけど、約50名ぐらいです。

沖田委員

ベトナムの実習生の賃金は、最低賃金を適用されているのですか。

辻参考人        そうです。うちの場合、電気は賃金が少し高いということで、今現在は平均で920円です。

座 長            そのほかにございますでしょうか。

大崎委員        今、電子のほうの時給が高いとおっしゃられましたけども、以前からそういうものでしょうか。それとも、ここ数年だけでしょうか。

辻参考人        この5、6年は人もなかなか集まらないということで、普通の最賃より少し高めに設定しています。

外国人の方は、1年目は最低賃金で入っていただいて、それから1年ごとに技量に応じて上げています。大体それが920円前後です。

大崎委員        今回地域別の最低賃金が上がるということで、ただ単に上乘せされるか、電子だけさらに上げるかについて、どういったお考えをお持ちか聞かせていただきたいです。

辻参考人        うち是国内に工場が5か所（高知4・徳島1）ありまして、徳島が急激に上がって、980円になったので、頭を悩ませています。

高知が952円になっても、同じ仕事なら徳島でということが起こるんじゃないかと思っています。

ただ、もともと徳島は電子最賃が高かったんですね。

ベトナムの方の場合は、宿舍が要りますので、高知は時間給が安いから宿舍代を安くして補ったりして調整を図っていましたが、今回の急激な賃上げで、うちとしても非常に混乱しているところです。

景気が回復し、ある程度慣れた時点で最低賃金以上をと考えていますが、今は電子最賃も952円で何とかお願いしたいと思っています。

大崎委員        今、4拠点あるとおっしゃいましたけれど、ほかの企業も含めて、高知の最低賃金が低いということで、技術を身につけた人が県外に流出しそうだというリスクはありますでしょうか。

辻参考人        外国人はぼつぼつそういう方もいます。

うちでは関連も含めて現在ベトナムの方を480人くらい抱えています。

いろいろと話は聞いていますが、そういったことはあるようであまり多くない。お金だけじゃないと思います。7～8割は高知に残ってくれる。

ベトナムの方で、特定技能になって、3年経って、やっぱり県外へ行きたいという方は1割ぐらいなのではないかと思います。

インドネシアの方もある程度いるらしいですが、あまり大量に流れたという事は聞いていません。

うちで3年経って、一度帰国して、また特定技能で来られてという方で、東京や大阪で働きたいという方は半分以上います。

大崎委員 元からということですか。

辻参考人 はい。

大崎委員 やっぱり、東京や大阪で働きたいという理由は賃金でしょうかね。

辻参考人 賃金もありますが、家賃が高いというようなことはある程度彼らもわかっています。私たちの若い頃と同じで、ベトナムの子たちも東京・大阪近くで働いてみたいという思いがあるみたいです。

一時はそのような傾向がありましたけれども、最近はそんなに多くない。あまり聞かないですね。

大崎委員 自分たちの会社の工場も割と地方にあって、高知だけじゃなく、北陸・東北のほうにもあるんですが、人材がなかなかとれない。新卒などの採用が厳しく、賃金が高いほかの企業にとられると聞くんですけども、高知ではそういったことはないですか。

辻参考人 それはあると思いますけれども、うちも新卒でポリテクさんと高卒の方を年に4、5人採用させてもらっていて、外国人も15%ぐらいおりますので、今のところ何とか人数は確保できています。

うちはベトナムにも工場がありまして、そこに200人ぐらいいるので、日本に2、3年行きたいという人を社内でも募集したりして、今のところそんなに人手不足感はないです。

片山委員 景気が悪くて休業されているということでしたけれども、いつぐらいまで続きそうという見通しはありますか。

辻参考人 これほど長引くとは予想外でした。私は秋ぐらいまでで落ち着くと思っていましたが、メーカーも慎重で発注量があまり増えないですね。

どうするかについては、まだそこまで考えていないんですけども、うちは

ベトナムで作るものと日本で作るものをさび分けしています。

メーカーもベトナムで作ったら、6掛けぐらいというのがわかっている。ベトナムのものをとったり、国内のものを簡単にベトナムに送ったりはできないので、頭を悩ませています。

年内は時々休業して何とかかなりそうですが、来年の見通しはあまり良くないです。

銀行筋の方からも、そんなにいい見通しではないと聞いています。

片山委員 当社もメーカーで、休業になったときに仕事がないと人員があまるのですが、退職されてしまうとなかなか次がとれないってことで、休業補償をして雇用を継続させているんですけども、御社もそういう状態で操業されていると思います。

あまり長く続くと、それも我慢の限界で、見通し次第ではあると思うんですが、やっぱりちょっと人を減らさなきゃいけないといったことも出てきますか。

辻参考人 うちも同じだと思います。

多分秋までで終わるだろうと、今社員は言っていますけども、見通しを見たら来年1年ぐらいは続くんじゃないかと思っています。

それと、国内回帰の動きが止まって中国での生産に戻っていています。

片山委員 先ほどパートの方が、20～30名ほどいらっしゃると伺いましたが、130万円の壁にかかる方についてはいかがですか。

辻参考人 社内で調査したところ、20人ぐらいいます。

今は14時30分まででやってもらっているんですが、それよりもさらに時間を減らすか、フルタイムで週に3～4日に日数を減らすしかない。

仕事があればフルタイムで来てもらいたいですけども、できないので、悩ましいですね。

片山委員 今回も地域最賃が上がると、当然給料も上がりますから、その分労働時間を減らさなきゃいけないという形になりますが、いかがですか。

辻参考人 解決ついていないです。会社の方針も決めないといけません、従業員の皆さんとヒアリングをしてどうするかですね。

地域最賃は上がることが決まっていますので、時短にしないとけないのではないかと思います。それでどうなるかはわかりません。

座 長            そのほか、ご質問、ご意見などございませんでしょうか。

意見なし

座 長            これで、参考人の意見陳述は終了いたします。  
                  辻社長様におかれましては、貴重なご意見ありがとうございました。  
                  いただきましたご意見につきましては、関係使用者の意見として、今後の  
                  審議の参考とさせていただきます。  
                  このあと、辻社長様には傍聴していただくことも可能ですけれども、どう  
                  いたしましょうか。

辻参考人        時間の限り、傍聴させていただきます。

事務局 参考人案内

座 長            それでは改正決定の必要性につきまして、労使双方から基本的な主張をお  
                  願いします。  
                  まず、労働者側からお願いします。

大崎委員        電機産業はわが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、  
                  出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地域経済  
                  における重要な役割を担っています。

                  政府統計を見ると、電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約15%  
                  を占めています。

                  また、高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会  
                  のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業  
                  としてのさらなる発展も期待されています。

                  産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機  
                  最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると考え  
                  ています。

                  電機連合2024年総合労働条件改善闘争では、大手組合はベースアップ  
                  13,000円、299名以下の中小組織では、平均賃上げ額10,422  
                  円の賃金水準改善を行いました。

                  また、企業内賃金のミニマム基準である産業別最低賃金については月額1  
                  84,500円(11,000円引き上げ)を行い、この水準の時間当たり  
                  換算額は1,194円となりました。

                  2024年の連合春闘結果や経団連の集計結果でも、昨年に引き続き大幅

な賃金引き上げが行われており、高知県でも同様に賃金改善が図られています。

同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と法定電機最賃との格差改善が必要と考えています。

春季生活闘争において5%を超える引き上げ率であることや、消費者物価指数の高い水準により地域経済への影響はあるものの、高知県の地域別最低賃金については、改定額952円(引き上げ額55円)が行われています。

すべての労働者を対象としている地域別最低賃金と異なり、特定(産業別)最低賃金は年齢を限定し、かつ簡易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金であります。

近年、高知県内の電機産業は縮小傾向となっておりますが、これまでの間、労使で産業の発展や人材確保の面からも論議してきたことを継続し、他県への流出に歯止めをかけ、高知県での電機産業の魅力を高めるために特定最低賃金の引き上げは必要と考えています。

最後に、高知県における特定最賃は、「一般貨物最賃」、「電子最賃」であるため、県内での特定最賃を比較できませんが、中国・四国地方でみると電子部品を含む電気機械器具関連製造業の特定最賃は、他の製造業と比較しても比較的低い状態となっております。

令和5年度の全国平均額では、電気機械器具960円、一般機械981円、輸送機械1,002円となっており、金属産業内製造業の格差改善にも取り組みたいと考えています。

座長 次に、使用者側から基本的主張をお願いします。

沖田委員 昨年までの審議でも同様の意見を述べてきておりますので、あまり変わったことはないんですが、改めて考え方を申し上げます。

特定最賃の運用方針については、中賃審の答申・報告で示されておりますので、そのポイントと現行について話していきたいと思えます。

新産別最賃は、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の観点の確保から地域最賃より高い最賃を必要と認めるものに限定して設定すべきとされており、さらに事業の公正競争の確保の観点から、同種の基幹的労働者に最賃を設定する必要が認められる産業が公正競争ケースとされています。

また、基幹的労働者の対象数は原則1,000人程度を基準にして、地域の実情に応じて決定するとされています。

平成4年の中賃公正競争検討小委員会報告では、公正競争の確保とは、賃金の不当な切り下げ防止によって達成されるものとされ、その役目は地域最

賃で確保されており、「より高いレベルでの公正競争」の確保を目的とされています。

また、必要性の諮問は原則として行うべきとされていますが、一方で競争関係にないことが明らかなものは除くとされています。

平成14年報告では、相当数の労働者が1,000人を下回ったものについては、申出を受けて、廃止等について調査審議を行うこととされています。

このポイントを基本に考え方を申し上げますと、「電子部品デバイス等製造業」の最賃が設定された当時とは、環境は大きく変わっており、申出にあるように最賃の適用対象者も439名と、すでに1,000人を大きく下まわる状況が続いております。また、今後復活の様子も見られません。

しかし、これまで産別の労働者側や使用者側から廃止の申し出がなく、労働局長から諮問されていませんが、平成14年報告に基づけば廃止の調査審議が行うべき状況になっていると考えます。

また、改正の必要性の諮問について、申し出にある疎明資料の3社がどこであるか、労働局の調査対象企業名は非公表ということで推察にはなりますが、以前参考人としておいでいただいた企業の社長も、本日の参考人企業とは扱う製品が異なると言っておりますし、調査対象外である100人以上の企業の製品が中小型液晶ディスプレイと、最近は燃料電池の部材の製造なんかにも変更されていると伺っておりますが、平成4年の報告にありますとおり、そもそも諮問の条件となる競争関係が3社にあるのか精査が必要ではないかと思っております。

今年、中央の政労使による賃上げ圧力の中で、地域最賃は大幅な改正が行われました。中小零細事業者には労務費の負担が増加しており、事業や雇用に影響がでないのか懸念しているところです。

本日の参考人には失礼かもしれませんが、高知県において「電子部品デバイス等製造業」は、過去に高知県に大手企業の工場が進出していただき、製造品出荷額において県内トップを占めていた時代もあったようですが、その工場も撤退し、出荷額は下位クラスに転じており、経済規模は大きく縮小しているのが現状と言わざるを得ません。

この状況で、地域最賃が大幅に引き上げられるなかで、他の製造業と比べてさらに高く設定する必要はないと考えております。

以上から、現行の793円が特定最賃として公表されることは、高知県の電子部品デバイス産業は低賃金との誤解をまねく恐れもあり適当だとは思いませんが、法の定めにより地域最賃より高くなければならないという条件がある以上、改正の必要性はなしと判断せざるを得ません。

最後に、繰り返しになりますが、本特定最賃は長らくその役割を果たしてきましたが、現状ではその役割を一旦終えるべきでないかと思っております。

本委員会の必要性の有無の審議決定は全会一致が原則ですので、本委員会において特定最賃の改正も廃止も困難であると思われませんが、このままだと最賃法第17条により労働局長による廃止手続きが行われるのか、労働局からの見解をお伺いしたいと思います。

座長 　ただ今、改定の必要性の有無につきまして、労使双方から基本的主張をいただきました。

これから、それぞれの主張について、ご質問・ご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

意見なし

座長 　先ほど使用者側から、労働局の見解を伺いたいというお話がありましたので、その部分のご説明を事務局からしていただいでよろしいでしょうか。

賃金室長 　まず、使用者側の方からいただきました主張の内容について、電子の最低賃金の適用事業場につきましては、毎年基礎調査を実施しておりまして、労働者数も確認しておりますけれども、その調査におきましては、センサスの産業分類での把握としておりますので、現在の電子部品等製造業の実際の製品内容等までは確認できておりません。

次に、最低賃金法につきまして、令和6年度の決定要覧の140ページから記載されております。

第17条につきましては、143ページに記載されておりますけれども、条文を朗読しますと、「第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となったと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。」という内容になっております。

先に、第15条第1項及び第2項の規定につきましては、このページの中ごろにございますけれども、第1項では、「特定最低賃金の決定、改正、廃止の決定の申し出」について、第2項では、「第1項の申し出があった場合に、労働局長が、必要があると認めるときは、審議会に対して調査審議を求め、その意見を聞いて、決定、改正、廃止の決定をすることができる」という内容になっております。

第17条では、「この第15条第1項と第2項の規定にかかわらず、労働局長は、特定最低賃金が著しく不相当となったと認めるときは、決定のとき

の手續きによって、自らが廃止について審議会に意見を求め、その意見を聞いて、決定をすることができる」という内容となっております。

ここでいう、「特定最低賃金が著しく不適當となったと認めるとき」につきましては、特定最低賃金の金額が、地域別最低賃金の金額を下回る場合や、特定最低賃金の対象となる労働者や事業場が存在しなくなった場合が想定されます。

高知県の電子の最低賃金は、埋没してから本年で3年となりますけれども、特定最低賃金は、労使のイニシアティブで決定された最低賃金ですので、事務局としましては、やはり廃止につきましても、労使の合意が必要と考えております。

また、「特定最低賃金が著しく不適當となった」場合につきましては、改正が不可能となったような場合、例えば、対象となる労働者や事業場が存在しなくなったような場合を想定しておりまして、現時点では、第17条の規定の施行については考えておりません。

なお、廃止の申出につきましては、その手順や要件の詳細を本省に確認中となっております。詳しいことがわかりましたら、またご連絡差し上げたいと思っております。

座 長           ただ今、事務局から説明がありましたけれども、使用者側はよろしいでしょうか。

沖田委員       はい。

座 長           改正の必要性の有無について、それぞれのご意見なり、ご質問なりをいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

沖田委員       3社なのか、4社なのか、企業がどこなのかわからないので何とも言えないんですが、そもそも競争関係にあるのかというところ。

確かにこの産業分類がものすごく幅が広いので、いろんなところが入ってくると思うんですけども、その中で、公正競争ケースの場合だけを考えると、労働条件の問題もあるので、他にも考えないといけないところはあるんですが、もともと競争関係にないものは諮問から除くとされている。

そのあたりをルールに当てはめたときに局長が諮問すべき状況なのかどうかというのは明らかにしていただきたいという思いがあります。

たとえば、この3社が扱っている製品が全く違って、競争関係にない状態であれば、製品や状況が違うのに最低賃金を合わせるという行為が必要なのかどうか疑問があります。

地域別最低賃金はすべてひっくるめてということなのですが、特定最賃の場合は、産業別に設定するという条件ですので、競争関係があるということについても腑に落ちる説明をいただかないと、我々としてはもやもやしたものがあつた。特定最賃の審議は極端な言い方をすると、ある1社の最低賃金を決めるためだけの議論をしているんじゃないかという気もしている。

実際に、今参考人からお話を聞いたとおり、地域別最低賃金よりは人を集めるために高い金額を設定しているということで、外国人実習生については1年目は最低賃金から始まって、順次上げていっているという状況。

過去の議事録を見ても、この特定最賃が必要かどうかについて、ずっと議論されている。このあたりはきちんとしておかないと、今後もこのまま残すとしても、必要性ありという審議までなかなか進めないと思っている。

本来は、この状態をいつまで放置していたら、いずれ労働局から、この特定最賃は著しく不適當になったということで、17条を適用して廃止の諮問がされるんじゃないかという懸念があつて、先ほど質問させていただいたんですけども、しないという回答だったので、ずっとこのまま放置しておくのか、一旦廃止して、再度1,000人以上の要件を満たして、競争関係にある、または労働協約ケースに持っていけるのであれば、新たに設定する方法もあるのではないかと。そのあたりについて少し詰めて話しておくべきじゃないのかというのが1点です。

それから2点目に、この特別小委員会が必要なのかどうかという思いがあります。最初から専門部会で、特定最賃を引き上げるかどうかという議論をしてもいいんじゃないかと思っている。

たとえば、ここで必要性ありとした場合には、別の専門部会で金額審議がされるという状況になりますが、この小委員会で、必要性はありだけど、大幅な賃上げは無理なので、地域最賃プラス1円くらいでという話ができたらいい。

現状、小委員会では必要性の有無だけの判断であつて、実際は専門部会でいくら積み上げるかっていう話になってしまうとなると、使用者側としては、たとえば1円だったら仕方ないねというところと言えなくなってしまう。専門部会で5円・10円の上積みをしてしまうと何ともならなくなってしまう。

そうすると、ますます必要性ありの審議という判断がしにくくなってくる。

この小委員会で額審議ができれば、もう少し中身の話もできると思っています。

あくまでもこの小委員会は必要性の有無の判断しかできないということであれば、使用者側としてはしんどいなという思いがあります。

特に今は地域最賃も賃上げ方向に動いているので、極端に言えば、専門部

会で公益委員が100円上げますと言って、労働者側が賛成すると、使用者側は何も言えずに賛成多数で決まってしまう。そういったことにならないために公益委員がいるのだとは思いますが、そういうこともできてしまう状況ですので、そのことを考えると、なかなか慎重にならざるを得ないと思っております。

座長 審議会そのもののあり方などについてのご指摘であったと思います。

このあたりは労働局のほうでこういう意見もあったということで、今後の運営のあり方などの一つの意見として受け止めていただいて、今後どうするのかということも考えていただきたいと思います。今年局長から諮問が上がってきているということは、労働局のほうで諮問をして意見を求めたいという判断の下に今意見を求められているというところかと思えます。

この場ではご指摘は重く受け止めた上で、改正の必要性の有無について、お話を進めていきたいと思えます。

市川委員 労働側の見解を申し上げます。

一つは、競争関係の有無ということがありましたけれども、我々としては事務局の説明にあったように、適用事業所の調査ではセンサスを使っているということで、括りの問題だと思えます。

扱う製品の内容までは調査してないということですので、2ページに適用する使用者というのがあると思うんですが、この規定しかない。これに当てはまるものはすべて電子デバイスとして括りますということなので、どんな製品を作っているかというのは関係ないと労働側は理解しています。

労働者の適用については、3のところにあるように、ここに書いてある(1)・(2)・(3)以外はすべて適用し、基幹労働者とみなしますということだろうと思っています。

特賃の意義についての話もありましたけれども、特定最賃というのは労使のイニシアティブで決定するということが大前提です。

2つ目に、企業の賃金の決定を補完するものという趣旨があります。

最後に公正競争、この3つが特定最賃の存在意義だと考えていますので、明らかに地域別最低賃金とは違うということを表明しておきたい。

それから、専門部会でいきなり金額審議という話がありましたけれども、言い得て妙という面もありましたが、特別小委員会を踏んで専門部会に行くというのが、審議会のルールだと労働側は理解しています。

座長 ただ今の意見も含めて、今後の審議会のあり方であったり、特定最賃のあり方であったりというところは引き続き事務局側でもご検討いただければと

思います。

市川委員 金額審議に入るかどうかについて労働側が主張させていただきたいのは、現在特定最賃が地域最賃を下回っているということで、言葉が適切かどうかわかりませんが、効力を発揮していないという状態だと思います。

今ある制度を無効状態で放っておいていいのかと思っています。

「特定最賃は地域最賃を上回らなければならない」という条項もあるので、特定最賃を効力あるものにするために、地域最賃を上回る額審議に入るべきではないかと考えます。

座長 これは私の個人的な感想にはなりますけども、確かに今市川委員が言われたように、いびつな形になっているというのは否めないと思います。

制度の問題であったりとか、審議会のあり方なり、そういったところから発生している部分もあるのかもしれませんが、いびつな形が何年も続いているという現状がある中で、正常な形に持っていくという形もあるのかなと思っています。その上で、そもそものところどうするのかについて、腰を据えて考えていくということを平行していかなければいけないのではないかと思います。

一旦この形を修正する形に持っていくということも一つの案ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

市川委員 意見聴取で辻社長から伺ったように、今電子デバイスの業界が厳しいというのは十分わかります。

ただ、制度をこのまま無効状態にしておくことが本当にいいのかというふうに思っていて、労働側としては地域最賃を超えるものとして何とかできないか使用者側も善処していただきたいと思っています。

片山委員 私も特定最賃にかかわらせていただいてから、毎回同じような話をするんですけども、先ほどの使用者側の主張にもあったように、基幹労働者の対象が原則1,000人ということで、どんどん減って行って、500人を切った段階で廃止の審議をするべきじゃないのかというような話も何度もさせていただいたのですが、特定最賃の存在意義については市川委員の言われるとおりだと思うんですけども、そもそも必要なのかという部分になってくると思うんです。

前回か、前々回に市川委員から対象労働者が増える可能性が十分あるというようなお話があったと思います。そちらのほうはその後いかがですか。

- 市川委員 今ちょっと足踏み状態です。  
西のほうの会社でして、可能性としてはあります。  
辻社長も言われたように、業界が厳しいということもあって、足踏み状態になっているんだと思います。
- 片山委員 新たにこの業種に進出される会社があるということですか。
- 市川委員 この括りに該当する業種を新たにされるという話を聞いていました。
- 片山委員 実際には増えていないということですよ。
- 市川委員 1,000人の問題については今までもあったと思うんですが、これは新設するときの基準ということで、廃止の際の基準ではないそうです。  
現在の400数人は、確かに1,000人の新設の際のレベルからいうと少ないことは否めないとは思いますが、事例でいうと沖縄のサトウキビ関係の特定最賃も400人ぐらいなので、全国的にはないことはない。  
事務局も言っていたように、労使のイニシアティブで決める話なので、事務局サイドも我々に委ねるということだろうと理解しました。
- 沖田委員 高知の場合は、労働者数も事業者数も極端に少ないですよ。  
人数的に少ないのは奈良の1,090人、事業者数でいったら愛媛の58社くらいが次の基準になっておりますので、これから言うともあまりにも少なすぎる。  
事業者数が少ないと特定の企業の賃金を決めてしまうことになり、そこが一番気になるところ。  
先ほど労働者側が言ったように、もともとは労使協議を補完する立ち立場にあるというところであって、労使協議が存在していないところの賃金を我々が決めてしまっているんじゃないかという。もっと労働組合がたくさんあって、労組法でいう地域的採用みたいな形の意味合いもあると思うんですけど、そうはなっていないところが一番気になっている。  
この申し出も要件は満たしているんですけども、138名の合意者について、内訳を詮索するものではありませんが、今年の参考人の企業やそのほかの企業も含めて、皆がそういうふうに申し出ているのであれば、全体的にそういう傾向ととれるのですが、これがある一つの組合だけの人数であれば、それはまた違う話になってしまう。そこがこの事業者数が少ないというところの一番のネックじゃないかなと思っております。  
小さい企業の賃金を、こういう公の場で決めてしまうことがどうなのか。

もう一つは、あまりにも産業別の括りが多すぎて、電子部品と映像音響機械って、どうやって競争するんだろうかというような見方もあって、センサスの括りでいえば一緒なのかもしれませんが、扱っている商品が違ったら、出荷先も全然違うし、取引先も全然違う中で、そこで公正競争のために賃金を合わせないといけないのかは疑問です。

私もこの793円を放置していいかどうかについては、悩んできた内容ではあるんですけども、会議の内容を読み返してみると、一番問題は企業数の少なさにあるんじゃないのかというところ。同じ分野がたくさんある中で最低賃金を決めるというのは、意味があることだと思うんですが、繰り返しになりますけども、ある特定の企業の賃金をここで決めてしまうことになっているのであれば、本来の最低賃金の意味合いをなさなくなっているので、地域最賃の中に含まれる形でもいいんじゃないのかという意見です。

この793円がこの一覧表の中にずっと残っているというのもつらい。

東京とか神奈川は多分今年廃止したんじゃないかと思う。そういう面からいっても、廃止でいいんじゃないかと思うんですけども、申し出がない限りは廃止の議論もできないので、金額の見直しも必要かもしれないですが、必要性を考えたときには、一度見直して出直すという手段もあるんじゃないかと思っております。

座長

沖田委員からのご指摘はごもっともな部分もあるかと思います。

ご指摘の部分はそのとおりで、その問題を解決する方法をとっていくということになるかと思いますが、ルールに乗ってしまっている現状の問題についても解決していかなければいけない中で、ご意見いただいたように、やはりこの数字がこのまま残ってしまっている状態というのは好ましくない。

問題を解決しつつ、現状を改善していくというようなご意思はありでしょうか。

沖田委員

本来は今日、参考人から従来の景気がいいという話を聞ければ、相談してみようかなという気持ちもあったんですが、真逆の状況になっておられるようなので、今それを言える状況でなくなってしまうので、今回のように地域最賃がこれだけ上がってしまうと、さらになっていくところへはなかなか踏み込めないというところがあります。

今回地域最賃を55円上げたことについて、いろんなところからいろんな声が聞こえています。特に介護業界からは、かなり厳しい意見をいただいております。それに輪をかけたように訪問介護の報酬を下げるというような、国が真逆の方針をやってしまったので、ますます厳しい声をいただいているところですが、方向的には賃金を上げていかなければいけないというところは

間違いじゃないと思うので、思いを説明している。

一方で、この特定最賃だけを見たときに、地域最賃が適用されるということきちんと広報してもらえれば理解してもらえないかと思っていて、あえて地域最賃より1円・2円上げる意味があるのかどうか。私も最初は見た目にこだわりたかったんですけど、1円・2円にこだわって何になるのかという思いもあって、なかなか必要性ありというところには踏み切れないという気持ちです。

白山委員

私もこの会議に参加させていただいて、この小委員会で何回もこの場面に直面しているんですが、毎回座長のおっしゃったようにレールに乗っかっているからということで、それを変えるというのはすごく大変なことだとは思いますが、いつかどこかで変えないと、時代の流れにもついていけないし、さっきおっしゃったように最低賃金が今回55円アップということで、私たちの飲食・サービス業も非常に打撃を受けています。

世界的に見ると、日本が今ちょっと弱い立場になっているので、ちゃんと労働力を上げてというのは理解しています。そのために使用者側も自分たちの経営をしっかりしないといけないってということで、頑張っただけで最低賃金が決まった途端にそういうふうに出ていると思うんですけども、人数にこだわったり、レールに乗っかっているから、そのままの流れでいって、持ち越してというのはいかなものか。このメンバーでずっとやってきた流れを止めるというのは、時代が変わるくらい勇気がいることだと思いますけれど、今まさにリセットするべきときだと私は思っております。

そして、また新たな問題が絶対出てくるので、そのときにまた新しいレールを敷き直して行くべきだと思っております。

市川委員

今まで出た意見というのは、極論を言えば電子最賃を廃止するかしないかという話ですけども、最賃法改正時にも日経連は廃止論で、屋上屋（おくじょうおく）だという意見だった。ただ、そうではない、地賃と特定最賃は別物ですよということで、中央で整理して今のルールがあるということなんです。公益委員も言われたように、ルールにあるものを、あえて廃止を前提にした議論というのは、私はないと思っています。

特定の企業の賃金を決める話になっているんじゃないかという話もありましたけれども、結果としてそうなっていることは否めないとは思いますが、疎明資料の3ページの下、参考資料2の折れ線グラフを見ていただいたらわかりますように、高知は極端に低くなっている。これだけ差が出ているということですね。

公正競争の観点からいってもいかなものかということはあると思います

が、他県との格差の問題としても本当にこの水準でいいのかということです。

少なくとも地賃は超えないといけないですが、地賃プラス20円も30円もという話ではないので、制度維持という観点で審議をまとめていただいたら、ありがたいと労働側は思っています。

白山委員 先ほど辻参考人がおっしゃったように、最低賃金を目安にされて、またそれより上乗せをしていらっしゃる現状があるけれども、数字だけを見るこのようになってしまうということなんじゃないでしょうか。

市川委員 最低賃金を下回って、特定最賃が無効状態というのはいかなのかということです。極端に言えば、地域最賃にプラス1円すれば、制度として特定最賃が有効になるという話なんですよ。今は下回っているから、無効状態になっているということ。果たして、今ルール上あるものをそういうふうな状態にしておいていいのかということですね。

白山委員 現状はどのようになっているのでしょうか。

市川委員 塩漬け状態で、地域最賃を下回っているから、地域最賃が適用されているという状態。

他県はもっと高く、900円以上のところにあって、鳥取なども950円ぐらいになるので、その近辺に上げないといけないと思います。

特定最賃が今無効なので、地域最賃を下回ったらいけないので、地域最賃が補っているという格好になっていますが、果たしてそれがいいのかどうかということです。

座長 極端に言うなら、法が予定していない状況に今なっているということかとは思いますが。

片山委員 先ほどの使用者側の主張の、そもそも特定最賃はより高いレベルでの公正競争の確保を目的としているということからいうと、地域最賃にプラス1円・2円で果たしてその意味があるのかということ。

グラフを見ても、ほかの県も近づいてきていますよね。それだけ地域最賃が上がってきている。

本来の目的自体も見直す必要があるんじゃないかというふうに思います。

確かに、改定してない結果、こういうことにはなっていますが、そのために1円だけでも上げるということが、特定最賃の趣旨にかなうかということ、そうではないと思います。

市川委員 制度を効果のあるものにするために、緊急避難的な措置として、まずは制度が生きた状態にしたいということです。

本来なら、高度なものづくりといった話で、かつては地賃に10%以上の上積みが全国の相場だったんですね。確かに地賃の急激な上昇によって、ひっくり返ってきましたが、本当にそれでいいのですかという話です。

片山委員 もともと高知県内にたくさんあった企業が撤退して行って、今もう数社しか残っていないという状況で、先ほど辻社長からも、ベトナムに工場があり、そちらでもやっている。

ベトナムとの賃金差で、これ以上国内のほうがかどんどん上がっていくと、会社としては生き残るために、仕事を国外に持っていかざるを得ないというようなお話もありました。そうすると、県内の雇用がさらに失われるというようなことにもなっていきます。

労働者の生活を守るための賃金の引き上げというのと、特に高知県の場合は雇用の場をいかに確保するかという2つがせめぎ合いになっている。

他県との状況だけで上げていくということが果たして県内の労働者のためになるのかというところは、よく考える必要があると思います。

市川委員 おっしゃる意味はよくわかります。企業数が少ないというのもよくわかります。

ただ、結果としてこうなったということだと思います。

繰り返しになりますが、他県との状況でいうと、これだけの差を容認していいののかということと、いずれにしても特定最賃がどうだろうと、地域最賃の952円が適用されるので、この額を下回することは絶対はないので、それで雇用が奪われるという話をされるなら、それはしょうがないですよとしか言いようがないですね。

沖田委員 そもそもこの特定最賃ができたときというのは、地域最賃と特定最賃の金額差が大きかったんですね。経緯については事務局に調べていただくよう話はしているんですが、回答はまだなので何とも言えないんですけども、昭和63年に新設したときは、地域最賃が436円で、特定最賃が485円というところから始まっていて、このときにすでに50円ぐらいの差がついていた。特定最賃の485円を地域最賃の436円に合わせるということとはできないと判断され、新設することになったのだと思っています。

当然、当時は大手もいて、2,000人規模の産業だったので、人数のほうも満たしていたから必要という、設定した当時の判断は適正だと思っています。

る。

失礼な話ですが、あまりにも衰弱してしまっている状況で、特定最賃として残さないといけないのかというのが一つ。

もう一つは、本来は両者の協議の中で決まるものがいんですけど、労使があるっていうのは多分1社だけだと思う。ほかはない中で、使用者側が廃止したいと思ったとしても、労使に関係ないところの使用者が代表として、廃止の申し立てができるのかどうかということも気になっていて、こちらについても事務局に調べていただいています。

3社の使用者といっても、3社が全く違うものを扱っているから、代表するにも代表しようがないでしょうということだろうと思う。

そうすると、使用者側として代表できるのは1社だけになってしまう。

そこは労使協議の中で決まって、きちんとした体系の中で審議されていると、どうしようもない。廃止もできないし、特定最賃改定の必要性といわれると、必要ないという結論にならざるを得ない。

確かにルールの上にあるといえればそれまでなんですけども、もう役目を終えているのではないかというのが使用者側の思い。1円・2円上積みしたとしても、それでいいのかということになる。

繰り返しになりますけども、本来は一度廃止を検討したいところではありますが、労働局長からも廃止の諮問をしませんということなので、廃止はできない、金額は残るといって何ともならない状況になってしまっている。

これから電子産業が好景気になって、いくらでも払えるようになってしまえばまた別の話ですけども、徐々に厳しい状況になって、日本全体の状況が落ち込んでいる中で、なかなか厳しいんじゃないのかなと思っております。

そもそも産業別をやるのであれば、公正競争とかいろいろな面でいうと、地域ではなく、全国体でやるべきじゃないのかという。地域でやってしまうと、高知のような場合は非常に厳しくなってしまうと思っております。

座長のお気持ちも十分汲んではいるのですが、それでもなかなか必要性ありっていうところには心を持っていけないというところがあります。

座長 公益委員からはいかがですか。

浜田委員 必要性あり・なしでいうと、本来であれば地域最賃を割り込んでいる特定最賃は適正ではない状態にあるという労働者側のご意見はもっともなことなんですけれども、そこをクリアするかどうかという前に、制度としてどうなのかという意見が使用者側から出て、その辺どうなのかなと思ってるところでございます。

今の状態ですと、事業所さんは技能実習生に地域最賃を適用できるんです

けれども、1円でも上乘せすると、違法性などから地域最賃は適用できなくなってしまうというところで、何とも悩ましいと個人的には思っております。

沖田委員 私も793円が適当だとは思っておらず、設定する以上はきちんと設定しないといけないという思いは一緒なんです。

ただ、もうその前の段階で特定最賃が必要なのかという議論をなしに審議というのは、非常にしんどいなという。

市川委員 そもそもということを言われたら、それはそうなんです、本来ルールがあるので、それをないものにしようという話にはならないと思います。

ある以上はやるべきですよ。

沖田委員 ある以上はやるべきだということですから、使用者側としては必要性なしという回答しかないですね。

座 長 本日参考人の意見聴取のあと、労使それぞれから基本的主張お聞きしまして、それぞれのご意見を伺いました。

労働者側からは今ある制度を活かすために、改正は必要だというご意見だったと思います。もちろん、そのほかにも、実情の部分でも必要があるというご意見でしたが、使用者側としては、その制度をそのものに疑義があるというところで、廃止の方向の意見を持っておられる中で、今金額の改正の必要という枠で考えると、もう必要ないのではないかという全く違うご意見があり、隔たりが非常に大きく、180度違うような状況なのではないかというふうにお聴きいたしました。

最初のほうにもお話がありましたように、本委員会は全会一致となったときに金額の審議に入るところかと思っておりますので、今の状況からしますと、全会一致は難しいと考えます。

したがって、今回の小委員会といたしましては、「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無については、合意を得るには至らなかった。」との結論になったかと思いますが、この結論自体に反対といったご意見はありませんか。

市川委員 やむ無しですね。

座 長 それでは、今申し上げた結論を第11回本審に報告することとしたいと思います。事務局は今の結論に基づいた報告書案を配付してください。

事務局「電子特小報告書案」を参考人・傍聴人含め、全員に配付

座 長           では、事務局から、朗読願います。

事務局「電子特小報告書案」を朗読

座 長           この報告書案について、何かご意見はございますか。

意見なし

座 長           了承いただきましたので、これを本審への報告書とさせていただきます。  
委員の皆様には、円滑な審議にご協力をいただきありがとうございました。  
「電子」の特別小委員会は、これで終了といたします。

[閉会] 午前11時28分